

(配布先)  
支店長・副支店長  
施工担当部署長、建設所長  
副部長・副所長・統括工事長  
安全長・安全主任  
工事長・工事主任  
災防協

事務連絡(安-2022-49)  
令和5年2月13日

関西支店  
安全環境部長

### 「年度末労働災害防止強調運動」の実施について(要請)

令和4年度の当社国内の災害発生状況は、1月20日現在で、死亡災害0件(前年同期0件)、4日以上休業災害54件(同39件)、1月末の度数率は0.76(同0.59)となる見込みで、前年同期と比べて大幅に悪化という異常事態です。その背景には、コロナ禍での作業が3年間続いたための「作業員の意識低下」「コミュニケーション不足」等が指摘されており、これから年度末の繁忙期を迎え、工事の輻輳化等により災害リスクが高まるなか、何としても災害の増加傾向に歯止めをかけ、年度内、死亡・重篤災害、公衆災害を撲滅しなければなりません。

つきましては、建設業労働災害防止協会(建災防)が定める「建設業年度末労働災害防止強調月間」の主旨を踏まえ、3月の1ヵ月間を災害防止強調月間と定め、「声掛け推進運動」の展開と下記事項の実施を要請します。

### 記

1. 目 的 期間中「死亡・重篤災害、公衆災害 ゼロ」
2. 実施期間 令和5年3月1日(水)～令和5年3月31日(金)
3. 実施事項

#### 当社が実施する事項

- ① 事務連絡(安-2022-31)に準じた適切な作業指示と、安衛法第30条に定められた作業間巡視と声掛けの実施
- ② 現地KYへ積極的に参加すること  
「現地KY活動の実施要領」(別紙)に基づき、現地での小集団KYを実施すること
- ③ 全作業所において、作業所の状況に合わせた、声掛け、現地KY、およびダブルセーフティ等の危険感受性を高揚させるための具体的な活動が日常的かつ効果的に実践されているか、現業関係部署長による巡回確認
- ④ 幹部特巡の実施

#### 取引業者が実施する事項

- ① 取引業者各社による作業所安全巡回パトロールの実施  
1次業者のみならず、2次、3次の業者が一体となって作業所安全巡回パトロールを実施し、自社の作業員の安全に対する感受性向上と不安全行動撲滅を目的とした「声掛け」を実施すること

- 4. その他 「垂れ幕」及び「声掛け運動推進ポスター」を2月20日頃配布予定  
(費用については、垂れ幕は部門負担、ポスターは本部負担)

以 上

※この事務連絡は令和5年1月30日安全環境本部発行事務連絡 22-08に基づき作成しました。